

重要事項説明書(介護老人保健施設 らくらく一色 短期入所)

短期入所療養介護サービスの提供にあたり、当施設が説明する事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

- ・施設名； 介護老人保健施設 らくらく一色 ・管理者名；深見正明
- ・所在地；愛知県西尾市一色町松木島丸山54番地 ・開設年月日；平成15年3月1日
- ・電話番号；0563-74-3300 ・FAX番号；0563-74-3200
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2355980018号)
- ・利用定員；介護保険施設サービス(定員100名)の空床を利用する。

2. 目的と運営方針

要介護者にある高齢者に対し、適正な介護保険施設サービスを提供する事を目的とする。

[介護老人保健施設らくらく一色の運営方針]

介護及び機能訓練を行い利用者のその有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるようにし、利用者の療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

3. 施設の職員体制

| | | | | | |
|-----------|------|------|--------|------------------|----------|
| ・管理者 | 1 | | | 隣接深見クリニックの管理者を兼務 | |
| | 常勤専任 | 常勤兼任 | 非常勤 | 兼務内容 | 主な職務内容 |
| ・医師 | | 2 | | | 医療 |
| ・薬剤師 | | 1 | | | 薬剤管理 |
| ・看護職員 | 11 | 1 | 1(専任) | 介護支援専門員2 | 看護業務 |
| ・介護職員 | 30 | 3 | 15(専任) | 介護支援専門員2 | 身体介護全般 |
| ・支援相談員 | 1 | 2 | | | 相談業務 |
| ・理学/作業療法士 | | 3 | 1(専任) | | リハビリ業務 |
| ・管理栄養士 | | 3 | | | 栄養管理 |
| ・介護支援専門員 | | 4 | | 看護職員1、介護3 | サービス計画作成 |
| ・事務職員 | | 3 |) | | 事務・受付 |
| ・他 | | | 8(専任) | | 清掃、運転、修繕 |

尚、各職種が協力しあい入所者の援助に努める事とする。

4. サービス内容

- ① 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 - 朝食；7時30分～、 朝おやつ；10時30分～
 - 昼食；12時00分～、 昼おやつ；15時00分～
 - 夕食；18時00分～
- ② 入浴(一般浴のほか介助の状態により機械浴で対応します。週最低2回の入浴です。身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)、排泄等、日常生活上の世話
- ③ 機能訓練及びその他必要な医療
- ④ 療養上の世話
- ⑤ 健康チェック

5. 送迎の実施区域

- ・西尾市内(離島を除く)、送迎可能範囲とする。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設職員の指導、指示に従って、他利用者の方に迷惑を及ぼさないようにして下さい。
- ・多額の現金・貴重品の持ち込みは遠慮して下さい。紛失時に責任を負いかねます。

7. 非常災害対策

防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成

- ・ 防災設備；スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練；年2回

8. 秘密保持

・ 施設職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記についての情報提供については、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行う事とします。この規定は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

— 個人情報利用の目的（当施設に揭示） —

- ・ 個人情報とは以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ・ サービス提供のため利用する他、施設運営、教育、研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のため、退所に向けての取り組みとして関係居宅支援事業所及び主治医に、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。

9. 事故の発生時の対応

事故が発生した場合は、ご家族様への連絡、医師による対応等を速やかに行います。専門的な医学的対応が必要な場合は専門的機関での診察をお願いいたします。

10. 連絡事項

随時、必要事項を電話連絡させていただきます。また、急を要しない場合は連絡帳に記載します。

11. 要望及び苦情の相談

当施設のサービスに対しての要望又は苦情等については、相談窓口を設けております。

電話 0563-73-3300 担当；看護師長・支援相談員

尚、愛知県国保連合会介護保険課内にも介護サービス相談室がございますのでご利用下さい。

国保会館南館7階 電話：(052) 971-4165 時間：月～金 9:00～17:00

* 西尾市長寿課 介護保険担当窓口 0563-56-2111

12. 利用者負担額

1) 保険給付の自己負担額（負担割合に乗じた額とする。） 施設サービス費（単位）／1日

○多床室

○個室

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ・ 要支援1； $613+6+24+51=694$ | ・ 要支援1； $579+6+24+51=660$ |
| ・ 要支援2； $774+6+24+51=855$ | ・ 要支援2； $726+6+24+51=807$ |
| ・ 要介護1； $830+6+24+51=911$ | ・ 要介護1； $753+6+24+51=834$ |
| ・ 要介護2； $880+6+24+51=961$ | ・ 要介護2； $801+6+24+51=882$ |
| ・ 要介護3； $944+6+24+51=1,025$ | ・ 要介護3； $864+6+24+51=945$ |
| ・ 要介護4； $997+6+24+51=1,078$ | ・ 要介護4； $918+6+24+51=999$ |
| ・ 要介護5； $1,052+6+24+51=1,133$ | ・ 要介護5； $971+6+24+51=1,052$ |

* 介護報酬改定に伴う地域区分；施設サービス；1単位=10.27円

* 介護職員処遇改善改善（Ⅰ）；総単位数×7.5% * 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）=総単位数×7.1%

* 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）=総単位数×5.4% * 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）=総単位数×4.4%

* サービス提供体制強化加算（Ⅲ）；1日6単位 * 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ；1日51単位（上記）

* 夜勤職員配置加算；1日24単位（上記） * 認知症ケア加算（認知症専門棟入所者）；1日76単位

* 重度療養管理加算；1日120単位 * 個別リハビリテーション実施；1回240単位

* 経口移行加算；1日28単位（180日以内） * 厚生労働大臣が定める療養食を提供；1食8単位

*緊急時の受け入れ加算；1日90単位（7日まで）

*所定疾患施設療養費：（Ⅰ）＝239単位、（Ⅱ）＝480単位

*その他、加算については個別相談させていただきます。

2)実費利用料

- ・ 居住費；多床室458円／1日 個室；1731円／1日
- ・ 個室料（税込）；個室A（トイレ付）550円／1日、 個室B（トイレ無し）330円／1日
2人室 165円／1日（多床室に該当）
- ・ 食費；朝450円、昼837円、夜680円（おやつ代含む）
令和3年8月からの食費；朝450円、昼837円、夜680円（おやつ代含む）
- ・ 日用生活品費；143円／1日（石鹸、シャンプー、バスタオル、ペーパータオル、おしぼり等費用）
- ・ 教養娯楽費；88円／1日（レクリエーションでの折り紙、粘度等の材料や絵の具、習字セット等）

3) その他の費用（*利用者の選択による使用時）

- ・ テレビの利用料金；110円／1日
- ・ 電気コンセント利用代（800Wまで）；50円／1日
（洗濯代 施設依頼時（要相談） 1ネット＝660円、1枚＝110円）

4) 支払い方法

- ・ 毎月、月末締め翌月10日以降に請求書を受付窓口にて発行します。連絡帳にて通知します。1ヶ月以内のお支払いをお願いします。お支払い方法は、現金、引き落とし、振込みがあります。
- ・ 現金のお支払いは、平日（土曜日も含む）9：00～17：00まで *日曜、祝日は不可
- ・ 引き落としは岡崎信用金庫・西三河農協のみです。受付窓口にてご相談下さい。毎月20日引き落とし、月末に領収書が発行されます。請求書（10日過ぎ）・領収書（月末）は受付窓口か連絡帳です。

平成19年6月1日より施行

令和6年4月1日より改定

説明日；令和 年 月 日

説明者（サイン）

職種 _____ 氏名 _____

利用者 _____ 氏名 _____ 印

利用者の家族、後見人、身元引受人（代筆者サイン）氏名 _____ 印